

重量オーバーには、

NO

運送事業者の方へ

- 重量オーバーの違反で走行すると、運転者、運送事業者ともに罰則対象。
- 悪質な違反は、即時告発。

荷主の方へ

- 重量オーバーによる違反が明らかになった場合、荷主の関与を調査。
- 主體的な関与が認められれば、荷主名を公表。



※写真は、橋梁のコンクリート床版の損傷事例



規定の重さを超えた無許可での走行や、取得した許可重量を超えての走行は、違反です。重量オーバーの大型車は、道路を傷める大きな原因。軸重が基準の2倍オーバーで、橋梁には4,000台分のダメージを与えます。荷を頼む側も、運ぶ側も、重量オーバーにはノーを！



特殊車両通行許可が必要

定められた重さ、長さ、高さ、幅を、一つでも超える車両は許可申請を。オンライン申請もできます。



〈10月は大型車通行適正化推進月間〉

重量守り、道路を守ろう。

大型車通行適正化に向けた
関東地域連絡協議会



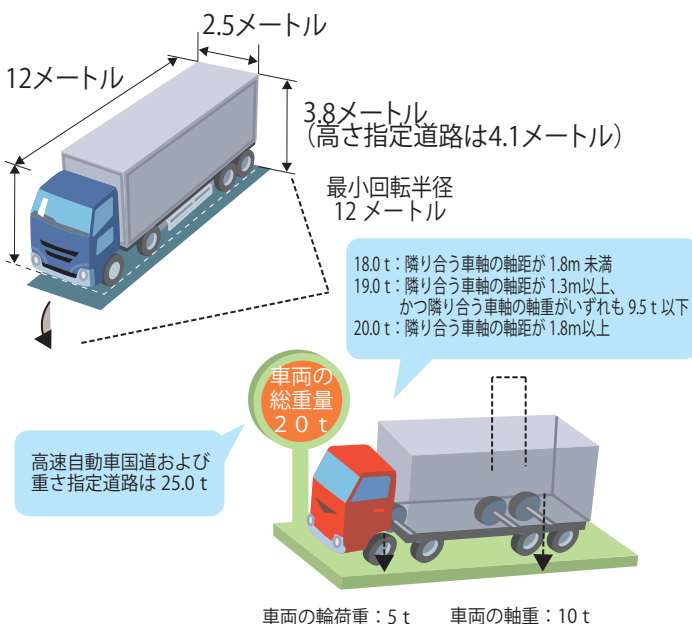
連絡協議会ホームページ

一般社団法人 千葉県トラック協会、一般社団法人 東京都トラック協会、一般社団法人 神奈川県トラック協会、一般社団法人 埼玉県トラック協会、一般社団法人 全国クレーン建設業協会 (千葉支部、東京支部、神奈川支部)、埼玉クレーン協会、警視庁、千葉県警察本部、神奈川県警察本部、埼玉県警察本部、国土交通省関東地方整備局、国土交通省関東運輸局、千葉県、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、さいたま市、東日本高速道路株式会社 関東支社、中日本高速道路株式会社 (東京支社、八王子支社)、首都高速道路株式会社 (順不同)

基準を超える大きさや重さの大型車両は「特殊車両通行許可」が必要です。

●一般的制限値

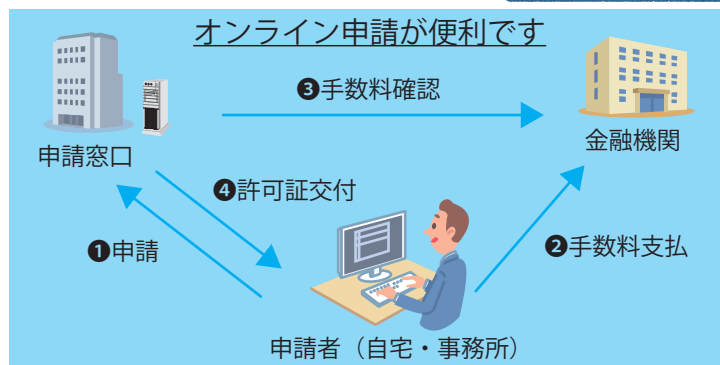
道路は一定の構造基準によって造られています。このため、道路法では道路の構造を守り、交通の危険を防止するため、通行する車両の大きさや重さの最高限度を定めています。この最高限度のことを「一般的制限値」といいます。



●特殊車両通行許可申請

大きさや重さの限度（一般的制限値）を超えた大型車両を通行させる場合は、道路構造の保全及び交通の危険防止のため、通行する経路の道路管理者に申請を行い、許可を得なければ通行させることはできません。（道路法第47条）
なお、車両の通行経路や荷物を積載した状態の諸元によって、許可までに長期間を要する場合がありますので、余裕を持って申請願います。

特車PR



●令和4年4月1日施行
特殊車両の**新たな通行制度**については
こちらのQRコードからご確認ください。

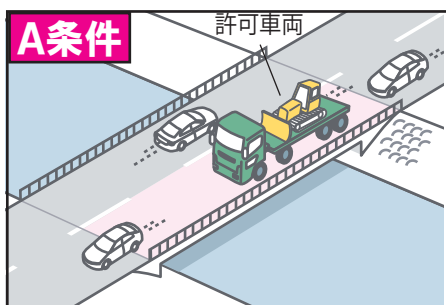
国土交通省 HP



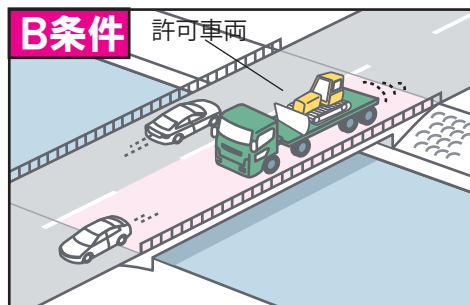
●通行条件

道路管理者による審査の結果、通行することがやむを得ないと認められた場合は、下図のように通行にあたって必要な条件を付して許可されます。

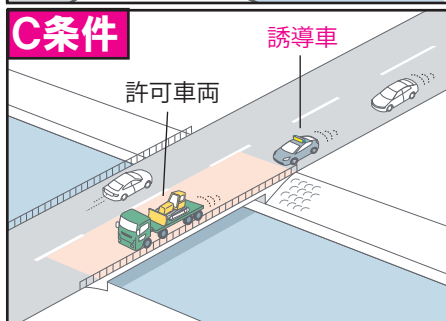
※実際に通行する際は、この通行条件を遵守して通行することとなります。



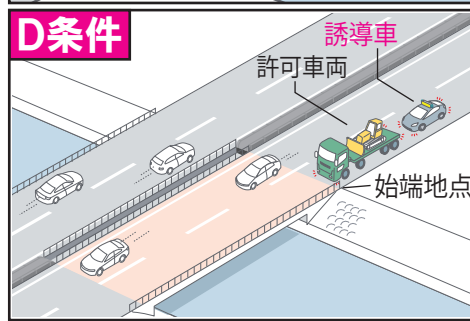
- 特別な条件を付さない



- 徐行



- 徐行、同一径間に他車がない状態で通行
- 許可車両の後に誘導車配置
- 赤色内の他車を排除



- 徐行、同一径間に隣接車線を含めて他車がない状態で通行
- 許可車両の後に誘導車配置
- 赤色内の他車を排除